

令和8年度福井県薬剤師確保奨学金返還事業貸与者募集要項

本事業は、福井県内の指定医療機関※（以下「指定医療機関」といいます。）に一定期間勤務し、県が指定する3年間の研修を受けることを返還免除条件として、奨学金の返還を支援する資金（以下「返還資金」といいます。）を貸与することにより、指定医療機関の薬剤師を確保することを目的とする事業です。

1 貸与申請要件

貸与を希望される方は、次に掲げる条件①～⑤のすべてを満たしていることが必要です。

①アからウまでのいずれかを満たすこと

ア 大学、大学院（以下「大学等」といいます。）を卒業または修了し、薬剤師免許を取得していること

イ 大学等を卒業または修了し、令和7年度に実施される薬剤師国家試験により薬剤師免許を取得する見込みであること

ウ 令和7年度に大学等を卒業または修了する見込みで、当該年度に実施される薬剤師国家試験により薬剤師免許を取得する見込みであること

②令和7年度中もしくは令和8年度中に新たに指定医療機関※に薬剤師として勤務する見込みがあること

③大学等在学中に奨学金※※の貸与を受けており、返還残額があること

④奨学金の返還を開始している場合、返還の滞納がないこと

⑤令和7年4月1日から貸与申請日までの期間中、福井県内で薬剤師として勤務していないこと

※ 対象となる福井県内の指定医療機関

坂井市立三国病院

国立病院機構あわら病院

独立行政法人地域医療機能推進機構福井勝山総合病院

公立丹南病院

越前町国保織田病院

国立病院機構敦賀医療センター

市立敦賀病院

レイクヒルズ美方病院

杉田玄白記念公立小浜病院

独立行政法人地域医療機能推進機構若狭高浜病院

※※ 対象となる奨学金

独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金または第二種奨学金

福井県奨学育英基金条例第一条に規定する奨学育英資金

2 他の奨学金返還支援制度との併用について

福井県交流文化部定住交流課が実施している「福井県UIターン奨学金返還支援補助金」の交付を受けている方は、本制度を併用いただくことができません。

(福井県薬剤師確保奨学金返還資金貸与条例施行規則第3条に該当する制度は、福井県交流文化部定住交流課が実施している「福井県UIターン奨学金返還支援補助金」となります。)

上記以外の市町等が実施している奨学金返還支援制度と併用いただくことは可能ですが、返還した奨学金の額から当該年度に他の奨学金返還支援制度で支援を受けた額を差し引いた額を「3 貸与額」の返還実績額として取り扱います。(「3 貸与額」の例4をご参照ください。)

3 貸与額

貸与を受ける年度ごとに、返還した奨学金の額に相当する額(年額80万円を上限とし、勤務していない月がある場合には、月割りにより計算)

ただし他の市町等が実施する奨学金返還支援制度による返還資金の貸与、交付を受けている場合には、交付を受けた年度の返還実績額から市町等から貸与、交付を受けた額を減額し、算出された返還実績額と貸与上限額と比較して低い額を貸与額とします。

(例1) 年間貸与額の上限である80万円を上回る額の奨学金を返還した場合

令和8年4月から県内指定医療機関に勤務し、令和8年度中に奨学金を90万円返還した場合、返還額90万円が上限額である年額80万円を上回るため、貸与額は80万円となります。

(例2) 年間貸与額の上限である80万円を下回る額の奨学金を返還した場合

令和8年4月から県内指定医療機関に勤務し、令和8年度中に奨学金を50万円返還した場合、返還額50万円と上限額である年額80万円を比較して低い額を貸与額とするため、貸与額は50万円となります。

(例3) 年度途中から指定医療機関に勤務を開始した場合(勤務実績に応じた月割計算)

令和8年10月1日から指定医療機関に勤務し、令和8年度中に奨学金を50万円返還した場合、返還額50万円が上限額である年額80万円 $\div 12 \times$ 勤務日数6月=40万円を上回るため、貸与額は40万円となります。

(例4) 他の奨学金返還支援制度の支援を受けている場合

令和8年4月から県内指定医療機関に勤務し、令和8年度中に奨学金を90万円返還し、他の奨学金返還支援制度で当該年度に15万円の貸与を受けた場合、実質的な返還実績額は75万円となるため、貸与額は75万円となります。

(上限80万円と比較して、75万円の方が低い額であるため)

4 貸与期間

最大6年間

5 募集人数

若干名

6 提出書類

- ① 返還資金貸与申請書（様式第1号）
- ② 勤務予定の指定医療機関が作成した書類であって、申請者が今年度もしくは翌年度に薬剤師として勤務することを確認できるものの写し（内定通知書等）
- ③ 誓約書（様式第2号）
- ④ 在学証明書または卒業証明書（薬剤師免許未取得者のみ）
- ⑤ 薬剤師免許の写し（薬剤師免許取得者のみ）
- ⑥ 保証人※の印鑑登録証明書

※保証人について

返還資金貸与申請にあたり、連帯保証人2名が必要です。うち1名は原則として申請者の父母、親権者または後見人とし、他1名は申請者と家計を別にする方（申請者とは異なる収入源により生活を営んでいる方）とする必要があります。同一世帯から2名を連帯保証人とすることはできません。

7 募集期間および提出先

(1) 募集期間 令和7年5月1日（木）から令和7年6月30日（月）

(2) 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号 5階

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課薬務グループ

TEL：0776-20-0347（直通）

※郵送の場合は、令和7年6月30日（月）の消印まで有効。（直接持参する場合は、事前にご連絡ください。募集期間内（土日祝日を除く）の8:30～17:00まで受付します。）

※郵送の場合は、封筒の前面に朱書きで「福井県薬剤師奨学金返還資金貸与申請書在中」と記載してください。

8 貸与者の決定および返還資金の貸与時期

貸与者として決定されたか否かにかかわらず、令和7年9月末までに申請のあった方全員に通知します。貸与者として決定された方へ貸与手続きに関する書類を送付します。

返還資金の貸与時期は、返還した奨学金の実績に応じて貸与することから、返還年度の翌年度となります。

(例) 令和8年度分については、令和8年度に返還した奨学金の実績を県に報告いただき、その実績に応じて令和8年度分の返還資金を令和9年度に貸与します。

9 返還

(1) 返還債務の発生

貸与期間が終了した場合や以下の事由により貸与を打ち切られた場合、貸与した返還資金および利息の額を全額返還しなければなりません。

<貸与が打ち切りとなる事由>

- ・貸与者の責に帰する事由により、勤務する指定医療機関から免職の処分を受けたとき
- ・自己都合により、指定医療機関において薬剤師の業務を行うことができないとき
- ・奨学金の返還を滞納したとき
- ・偽りその他不正の手段により返還資金の貸与を受けたとき
- ・返還資金の貸与を辞退したとき
- ・その他貸与者が返還資金の貸与の目的を達成する見込みが無くなったと認められるとき

(2) 返還債務の額

貸与金額総額に、貸与期間中に発生する利息（年利10%）を合計した額

(3) 返還期限

発生日の属する月の翌月から起算して貸与期間の2分の1に相当する期間

10 返還の猶予および免除について

(1) 返還の猶予

貸与期間終了後に、次の事由に該当している場合、その間の返還資金の返還は猶予されます。

- ・返還資金の貸与期間終了後、引き続き薬剤師として指定医療機関に勤務しているとき
- ・災害、疾病その他やむを得ない事由により返還資金を返還することが困難であると認めたとき

(例) 職務に起因する心身の故障のため病院に勤務していないとき

(2) 返還の免除

貸与者が返還資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間、引き続き指定医療機関で薬剤師の業務に従事し、かつ県が指定する3年間の研修を終えたときは、貸与した返還資金の返還が免除されます。

(例) 6年間勤務(その期間中で3年間の研修を修了)し、6年間貸与を受けていた場合には、あと3年間勤務することで返還資金の返還が免除されます。

11 その他

(1) 貸与者の辞退および決定取り消しについて

貸与者として決定された後に、指定医療機関以外への就職が決定した場合等、「1 貸与申請要件」を満たさないと認められるときは速やかに辞退について御連絡ください。

また、辞退の連絡がない場合であって、「1 貸与申請要件」を満たさないことが明らかになったときは、貸与者の決定を取り消します。

(2) 提出書類の返還について

本要項に基づき県に提出された書類については、原則として返還しません。